

記者発表資料

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会 (第12回) 開催について

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会を平成20年8月28日(木)10時から、
サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)4階第3会議室で開催します。

平成20年8月26日
国土交通省 関東地方整備局
首都高速道路株式会社

同時発表記者クラブ

竹芝記者クラブ	横浜海事記者クラブ
埼玉県政記者クラブ	神奈川建設記者会
神奈川県政記者クラブ	川崎記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局道路部路政課
課長 宮元 康一 内線 4151
048-601-3151 代表 048-600-1340 ダイヤルイン
国土交通省関東地方整備局道路部計画調整課
課長 鈴木 通仁 内線 4311
048-601-3151 代表 048-600-1343 ダイヤルイン
首都高速道路株式会社計画・環境部環境グループ
総括マネージャー 大崎 弘
03-3539-9400 直通

平成20年8月26日
関東地方整備局
首都高速道路株式会社

「川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会」
(第12回)の開催について

- 1 開催日時 平成20年8月28日(木) 10時～12時
- 2 開催場所 サンピアンかわさき(川崎市立労働会館) 4階 第3会議室
川崎市川崎区富士見2-5-2
- 3 連絡会出席者

関東地方整備局 道路部	路政課長 計画調整課長	宮元 康一 鈴木 通仁 ほか
首都高速道路株式会社 計画・環境部	環境グループ総括マネージャー	大崎 弘 ほか
原告団		
- 4 「連絡会」設置要綱
(別紙)のとおり
- 5 今回の意見交換事項
・川崎南部地域の沿道環境改善のための道路整備事業の進捗状況について
- 6 その他
・会議は公開で行いますが、カメラ・ビデオの撮影は、頭撮りのみとします。
・会議場は記者席及び一般傍聴席を用意しておりますが、会議場が満室になった場合には、入場をお断りすることもあります。
・資料は、当日会場にて配布します。

(別紙)

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会設置要綱

一 連絡会の設置

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

二 連絡会の目的

連絡会は、川崎1次及び2次～4次訴訟の原告団と国の道路管理者及び首都高速道路株式会社との間で意見交換を行うことにより、国及び首都高速道路株式会社が管理する当該訴訟対象道路(以下「対象道路」という。)における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

三 連絡会の構成

連絡会は、次の関係委員をもって構成する。

国土交通省関東地方整備局
首都高速道路株式会社
原告団

四 会議

連絡会は、原告団に係る以下の事項についての意見交換を行う。

対象道路の環境等に関すること。

対象道路の道路構造対策に関すること。

その他必要な事項に関すること。(但し、連絡会を構成する道路管理者の所掌事項に限る。)

五 連絡会の座長は、国土交通省関東地方整備局代表委員とする。

六 運営

連絡会は、年1回開催とする。

臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が召集する。

七 事務局

連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局に置くものとする。